

男女共同参画基本計画の変更について

平成十七年十二月二十七日（火）閣議
内閣府特命担当大臣（少子化・男女共同参画）発言要旨

一 男女共同参画基本計画の変更について御説明申し上げます。

二 政府は平成十二年に男女共同参画基本計画を閣議決定いたしました。様々な状況の変化を踏まえ、施策の更なる充実を図るため、同計画を改定するものです。新たな計画には、本年七月の男女共同参画会議の答申を踏まえ、主な内容として、政策・方針決定過程への女性の参画の拡大や女性の再就業・起業等の支援、働き方の見直しを含めた仕事と家庭・地域生活の両立の支援、新たな分野として、科学技術・防災なども含む男女共同参画への取組等を盛り込んでいます。また、「社会的性別」（ジェンダー）については、明確な定義を置くとともに、不適切な例を示すことにより、正しい理解を促進することに取り組んでまいります。

三 計画の改定に当たり、多大なる御協力をいただきました閣僚各位に感謝いたしますとともに、引き続き、新しい基本計画の実施に、特段の御努力をいただきますようお願い申し上げます。